

越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務
特記仕様書

この仕様書は、越前市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名 越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務

2 業務目的

本業務は、老朽化した越前市斎場を新設するため、建築基本設計等の業務を行うものである。業務遂行に当たっては、「斎場個別施設計画【概要版】」を踏まえるとともに、可能な限り、建設コスト及び維持管理コストの縮減に努めるものとする。

3 業務場所 越前市春日野町第105号11番地 別紙「平面図」参照

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年5月30日(金)まで

5 業務の実施

(1) 一般事項

ア 本業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行い、庁内会議、市議会等と随時合意形成を図りながら進めるものとする。

イ 材料、設備等については、できる限り特殊なものを使用せず、必要性、費用対効果等を検証し、建設コスト及び維持管理コストの縮減に努めること。

ウ 発注者の指示により、受注者は「設計説明書（任意様式）」に必要事項を記入の上、関連する資料と共に発注者に提出すること。

エ 基本設計業務については、受注後速やかに複数案を提示すること。また、基本設計における各種項目についての比較表を作成すること。

オ 「越前市木材利用基本方針」及び「越前市木材利用拡大行動計画」に基づいて公共建築物の木材の利用に留意すること。

カ 「越前市環境基本計画」に基づいて太陽光発電設備の設置を検討すること。

(2) 設計業務実施計画書の提出

受注者は、次に掲げる事項を記載した「基本設計業務実施計画書」を、契約締結後速やかに発注者に提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

ア 業務概要

業務の実施方針

イ 業務工程・スケジュール

作業項目別工程計画、発注者及び関係者との打合せ・協議計画

ウ 業務実施体制

組織計画（協力事務所、再委託を含めた体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

エ 管理技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

オ 主任技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

カ 担当技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

キ 協力事務所及び再委託先

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容並びに担当技術者（建築（意匠）を除く。）の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

※協力事務所への協力又は業務の一部において下請に付する場合には、越前市内に営業所を有する者（以下、「市内業者」という。）の中から優先して選定するよう努めるものとする。ただし、この規定の趣旨は越前市が受注者の自由な協力を要請する者であり、受注者が越前市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して不利益を課すものではない。

(3) 打合せ及び記録

打合せは原則、次の時期及び設計業務実施計画書に基づき実施し、受注者は速やかに記録（電話によるやり取りも含む）を作成し、発注者に提出すること。

ア 業務着手時

イ 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他

6 建築設計業務

(1) 業務内容

ア 基本設計（詳細は、別添 1「基本設計業務及び工事費概算業務の内容」による。）

次に掲げるもののほか、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項に掲げるものとする。

(ア) 建築（意匠）基本設計

(イ) 建築（構造）基本設計

(ウ) 電気設備基本設計

(エ) 機械設備（給排水衛生設備・空調換気設備等）基本設計

(オ) 既存斎場解体設計

(カ) 敷地現況及び土砂災害警戒区域等による建築確認申請の条件確認業務

(キ) 都市計画審議会用資料作成業務

イ その他業務

(ア) 敷地のゾーニング、施設及び駐車場等の配置計画

(イ) 建物内外装のトータルデザイン

(ウ) 防災計画及び災害対策に必要な施設計画等に関する業務

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 202 号）等関係法令に基づく建築物としての防災計画

(エ) ユニバーサルデザインの採用計画

(オ) 環境保全、自然エネルギーの採用等、環境への配慮に関する計画

環境負荷を低減させる手法、周辺環境への配慮及び定量指標（LCCO₂、LCW、LCR）を踏まえた検討

- (カ) 概略工事工程表の作成
- (キ) 透視図作成業務
- (ク) 各種申請関係資料の作成
- (ケ) 庁内会議、市議会等における説明資料の作成等の支援

ウ 工事費概算業務

- (ア) 建築工事費概算書
- (イ) 電気設備工事費概算書（電力設備、防災設備、その他電気設備等）
- (ウ) 機械設備工事費概算書（給排水衛生設備、空調換気設備、その他機械設備等）
- (エ) 火葬炉設備工事費概算書（火葬炉設備費、火葬炉設備設置工事費、その他関連工事等）
- (オ) 外構工事費概算書
- (カ) 既存斎場解体工事費概算書

※工事費概算書の採用単価の優先順位は、次による。

- ・福井県単価
- ・刊行物（建設物価、積算資料等）の単価
- ・見積単価、カタログ価格類

※内訳明細書作成は、公共建築工事積算基準等を基に作成すること。

※火葬炉設備工事費に関しては、最適候補となった火葬炉設備業者の見積による。

(2) 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）によるものとし、事前に監督職員の承諾を得ること。また、下記に掲げるものを含む各種適用基準の適用の可否については、監督職員と協議するものとする。

【共通】

- ア 墓地、埋葬等に関する法律
- イ 建築基準法、同法施行令及び福井県建築基準条例
- ウ 都市計画法、同法施行令
- エ 越前市墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- オ 福井県福祉のまちづくり条例
- カ 越前市景観条例
- キ その他適応する関係法令・規則・規格・基準等

【建築】

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- イ 建築物解体工事共通仕様書
- ウ 建築設計基準
- エ 建築構造設計基準
- オ 建築工事設計図書作成基準及び同解説
- カ 建築工事標準詳細図
- キ 構内舗装・排水設計基準

【設備（電気、機械等）】

- ア 建築設備計画基準
- イ 建築設備設計基準
- ウ 建築設備工事設計図書作成基準
- エ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- キ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ク 建築設備耐震設計・施工指針
- ケ 建築設備設計計算書作成の手引き

【積算共通】

- ア 公共建築工事積算基準
- イ 公共建築数量積算基準
- ウ 公共建築工事共通費積算基準
- エ 公共建築工事標準単価積算基準
- オ 公共建築設備数量積算基準
- カ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- キ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ク 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ケ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

※上記はいずれも最新版とする

7 成果物及び提出部数

成果物等については下記を基本とし、詳細は別添１「基本設計業務及び工事概算業務の内容」、別添２「基本設計業務及び工事費概算業務の成果物及び提出部数」、別添３「その他の業務の成果物及び提出部数」によるものとする。

なお、別添に定めがないものについては、別途発注者の指示によるものとする。

(1) 成果物等の提出先

越前市役所 市民福祉部 窓口サービス課

(2) 成果物等の基本

- ア 設計原図
- イ 設計仕様書及び図面
- ウ 計画説明書
- エ 工事概算書
- オ 工事概略工程表
- カ 設計根拠及び技術資料
- キ 透視図
- ク 設計業務打合せ簿
- ケ 業務計画書
- コ 業務完了届出書、業務実績報告書、成果物引渡書

(3) 記載内容の整理

電子データ及び設計図書等については、工事種目、工事科目等により分かりやすく整理すること。

(4) 部数の追加

成果物の提出部数は、適宜、追加してもよいものとする。

(5) 提出媒体

各成果物については、原則として、原図、製本及び電子データにより提出すること。

(6) 基本設計業務の提出期限

基本設計業務の成果物等は、原則として令和7年5月30日までに提出すること。ただし、監督職員の指示によるものはこの限りではない。

(7) 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、工事発注用資料、工事遂行のために必要な資料等として使用することができるものとする。

8 留意事項

(1) 管理技術者等の変更

本業務の実施に当たっては、本プロポーザルに提出した資料に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得るものとする。

(2) 現地調査

各調査の内容で現地調査を伴うものについては、作業日程及び作業内容について、事前に監督職員と打合せを行った上で行うこと。

(3) 設計業務内容に関する説明等

ア 受注者は、庁内会議及び市議会等において、作成した設計図書等について合意を得るために協力すること。

イ 上記の会議等における意見等に基づき発注者から指示があったときは、受注者は、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うこと。

また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けること。

(4) 契約内容の変更

設計と条件において、延べ床面積は950㎡以下とするなど基本的な考え方を示しているが、今後の利便性や業務の効率性なども考慮し、設計と条件を変更することも想定される。この場合において、原則として契約内容の変更は行わないものとする。

(5) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに、応急処置を講ずるものとする。

(6) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

(7) その他仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備すること。また、その他疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

基本設計業務及び工事費概算業務の内容

1 建築（意匠）基本設計

(1) 情報収集・準備

- ア 発注者により設定された条件の把握（個別施設計画等）
- イ 現地調査等（敷地現況、周辺環境等）
- ウ 関係法令調査
- エ 業務スケジュールの設定
- オ 各種打合せ

(2) 条件設定

- ア 設計条件の設定（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
- イ 設計方針の設定（設計理念、仕様等）

(3) 比較検討

- ア 性能面からの機能・形態の検討
- イ 設計理念・意匠上の検討
- ウ 概算工事費の検討
- エ 施工性の検討
- オ 仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

(4) 各種計画設計

- ア 施設配置計画の作成
- イ 空間構成計画の作成
- ウ 動線計画の作成
- エ 平面・断面計画の作成
- オ 駐車場・外構計画図
- カ 概算工事費の算出
- キ 関係機関等との打合せ

2 建築（構造）基本設計

(1) 情報収集・準備

- ア 発注者により設定された条件の把握
- イ 現地調査（近隣環境等）
- ウ 関係法令調査
- エ 業務スケジュールの設定
- オ 各種打合せ

(2) 条件設定

- ア 設計条件の設定（要求性能、立地制約条件等）
- イ 安全性能の設定（積載荷重、風荷重、地震荷重）
- ウ 設計方針の設定（設計理念、構造仕様等）

(3) 比較検討

- ア 構造種別の検討（木造、非木造等）
- イ 構造方式の検討

- ウ 概算工事費の検討
 - エ 施工性の検討
 - (4) 構造計画設計
 - ア 構造計画（試設計による解析、構造システム、仕様概略設計）
 - イ 設定条件への適合性の確認
 - ウ 各種計画設計との整合調整
- 3 電気設備基本設計
- (1) 情報収集・準備
 - ア 発注者により設定された条件の把握
 - イ 現地調査（現地状況、電力・電話等の関連施設等）
 - ウ 関係法令調査
 - エ 業務スケジュールの設定
 - オ 各種打合せ
 - (2) 条件設定
 - ア 設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等）
 - イ 設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）
 - (3) 比較検討
 - ア 設備種別の検討
 - イ 使用機器等の検討
 - ウ 概算工事費の検討
 - エ 施工性の検討
 - オ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討
 - (4) 電気設備計画設計
 - ア 各種電気設備計画（照明、エレベーター等）
 - イ 設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化、非常時対応等）
 - ウ 各種計画設計との整合調整
- 4 機械設備（給排水衛生設備・空調換気設備等）基本設計
- (1) 情報収集・準備
 - ア 発注者により設定された条件の把握
 - イ 現地調査（現地状況、給排水、ガス等の関連施設等）
 - ウ 関係法令調査
 - エ 業務スケジュールの設定
 - オ 各種打合せ
 - (2) 条件設定
 - ア 設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等）
 - イ 設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）
 - (3) 比較検討
 - ア 換気方式の検討
 - イ 設備種別の検討
 - ウ 火葬炉設備の発生熱利用の検討
 - エ 使用機器等の検討
 - オ 概算工事費の検討

- カ 施工性の検討
- キ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討
- (4) 機械設備計画設計
 - ア 機械設備計画（平時、非常時等）
 - イ 特殊設備計画
 - ウ 設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化、非常時対応等）
 - エ 各種計画設計との整合調整
- 5 火葬炉設備
 - (1) 最適候補となった火葬炉設備業者との火葬炉設備と建築、電気・機械設備等の調整
- 6 既設斎場解体設計
 - (1) 現地調査
 - ア 発注者により設定された条件の把握（個別施設計画等）
 - イ 現地調査等（既往資料と照合による現地確認）
 - アスベスト及びダイオキシン類に関する調査方法は、既設図書の確認や改修履歴の確認による書面調査、現地にて目視による現地調査
 - ウ 関係法令調査
 - エ 業務スケジュールの設定
 - オ 各種打合せ
 - (2) 条件設定
 - ア 設計条件の設定（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
 - イ 設計方針の設定（設計理念、仕様等）
 - (3) 比較検討
 - ア 概算工事費の検討
 - イ 施工性の検討
 - ウ 仕様、使用材料等の総合的検討
 - (4) 各種計画設計
 - ア 平面・立面図、仕上げ表の作成
 - イ 概算工事費の算出（解体数量・発生材数量、撤去数量の積算）
 - ウ 関係機関等との打合せ
- 7 敷地現況及び土砂災害警戒区域等による建築確認申請の条件確認業務
 - (1) 福井県建築基準条例に基づき関係機関等との打合せ
- 8 都市計画審議会用資料作成業務
 - (1) 図面作成
 - ア 総括図（縮尺1/15000）
 - イ 計画図（縮尺1/2500以上の平面図）
 - ウ 周辺地区建物用途別現況図（縮尺1/2500以上）
 - エ 配置計画図（縮尺1/500～1/1000 鳥瞰図、平面図、植栽、駐車場等を含む）
 - オ 搬出入路経路図（道路幅員を記入）
 - カ 施設設計図（縮尺1/100～1/500）
 - (2) 資料作成

基本設計業務及び工事費概算業務の成果物及び提出部数

1 建築（意匠）

(1) 建築（意匠）基本設計図書原図（原本）1部、複写版（製本）A3版 2部

ア 建築（意匠）説明書

イ 建築（意匠）設計図

ウ 仕様概要書

エ 仕上概要表

オ 面積表及び求積図

カ 敷地案内図

キ 配置図（外構及び駐車場を含む。）

ク 平面図（各階）

ケ 断面図

コ 立面図（各面）

(2) 工事費概算書原図（原本）1部、複写版A4版 2部

2 建築（構造）

(1) 建築（構造）基本設計図書原図（原本）1部、複写版A3版 2部

ア 構造計画説明書

イ 構造計画概要書

(2) 工事費概算書原図（原本）1部、複写版A4版 2部

3 電気設備

(1) 電気設備基本設計図書原図（原本）1部、複写版A3 2部

ア 構造計画説明書

イ 構造計画概要書

ウ 各種技術資料（技術別比較検討）

(2) 工事費概算書原図（原本）1部、複写版A4版 2部

4 給排水衛生設備

(1) 給排水衛生設備基本設計図書原図（原本）1部、複写版A3 2部

ア 給排水衛生設備計画説明書

イ 給排水衛生設備設計概要書

ウ 各種技術資料（技術別比較検討）

(2) 工事費概算書原図（原本）1部、複写版A4版 2部

5 空調換気設備

(1) 空調換気設備基本設計図書原図（原本）1部、複写版A3版 2部

ア 空調換気設備計画説明書

イ 空調換気設備設計概要書

ウ 各種技術資料（技術別比較検討）

(3) 工事費概算書原図（原本） 1 部、複写版A 4 版 2 部

6 火葬炉設備

(1) 火葬炉設備設計図書 複写版A 4 版及びA 3 版（図面類） 2 部

(2) 工事費概算書 複写版A 4 版 2 部

※火葬炉設備工事費（火葬炉設備費、火葬炉設備設置工事費、その他関連工事等）に関しては、最適候補となった火葬炉設備業者の見積による。

7 外構

(1) 外構基本設計図書原図（原本） 1 部、複写版A 3 版 2 部

(2) 工事費概算書原図（原本） 1 部、複写版A 4 版 2 部

8 建築（解体）

(1) 建築（解体）基本設計図書原図（原本） 1 部、複写版A 3 版 2 部

(2) 工事費概算書原図（原本） 1 部、複写版A 4 版 2 部

9 その他

(1) 各記録書一式 A 4 版 1 部

(2) C A DデータはC D—R等に格納 1 部

(注)

- ・「2 建築（構造）」から「5 空調換気設備」までの成果物は、「1 建築（意匠）」の中に含めることができる。
- ・設計図は、適宜、追加してもよい。
- ・工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。
- ・C A Dデータの保存形式については、J W Wとする。
- ・成果物は、発注者と受注者との事前協議により詳細を決定し、納品すること。

その他業務の成果物及び提出部数

1 その他業務の設計図書等原図（原本）1 部、複写版 A 4 2 部

基本設計業務の成果物提出時において以下の書類を提出すること。

- (1) 敷地のゾーニング、施設、駐車場等の配置計画
- (2) 建築内外装のトータルデザイン
- (3) 防災計画
- (4) ユニバーサルデザイン採用計画
- (5) 環境保全に関する計画
- (6) LCC02等算出評価報告書
- (7) 概略工事工程表
- (8) サイン計画（外部・内部共）
- (9) 透視図

種類 鳥瞰図、外観図（敷地全体を含む鳥瞰図）、内観図等

判の大きさ A 2 又は A 3

数量 鳥瞰図 1 部、外観図 2 部、内観図 3 部程度

電子データ 必要（保存形式は P D F 及び P N G とする。）

- (10) 各種電子データは C D — R 等に格納 1 部

2 その他原図（原本）1 部複写版 A 4 2 部

- (1) 関係法令に基づく申請書原図（原本）1 部複写版 A 4 2 部

（関係法令による申請書等の作成及び手続業務並びに都市計画法、建築基準法及び消防法等の建築に関する法令等による申請書等の作成及び手続業務等の申請業務の内容を含む。）

- (2) 関係法令チェックシート及び協議書 1 式
- (3) 打合せ記録簿 1 式
- (4) 各種申請資料

（注）

- ・設計図等は、適宜、追加してもよい。
- ・ C A D データの保存形式については、 J W W とする。
- ・成果物は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し、納品する。